

# 山口県報

平成20年  
9月26日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
保安林予定森林(森林整備課)	二
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件) (漁港漁場整備課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	三
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)	四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	四
道路の位置の指定(建築指導課)	五
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(刑事企画課)	五
公告	五
契約の締結(市町課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	六
平成二十年第二回山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)	七
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
公安委告示	八
警備員指導教育責任者講習の実施	八
公安委公告	九
一般競争入札の実施	九
契約の締結	〇
取用委告示	一
裁決手続の開始	一

### 山口県告示第四百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称	認可年月日
厚狭寝太郎堰土地改良区	平成二〇、九、一六

### 山口県告示第四百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
長門市油谷伊上字牛ヶ迫南四八三の一
  - 二 指定の目的  
水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所  
山陽小野田市大字厚狭字篠瀬一〇六の一四、字中山二二三二、字高ノ須二二三二七の

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山陽小野田市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山陽小野田市環境経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百五十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県山陽沿岸福川漁港海岸福川地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県山陽沿岸福川漁港海岸福川地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 周南市温田二丁目から同市長田町までの間

(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年九月二十五日まで山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月二十六日から同年十月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十年十月二十一日までに発送する。  
四 その他

この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課（電話〇八三一九三三―三五六〇）にすること。

### 山口県告示第四百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸阿知須漁港海岸小古郷地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 山口県山口南沿岸阿知須漁港海岸小古郷地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第二工区）

- (一) 履行場所 山口市阿知須字沖ノ原東から同市阿知須字牧ノ江までの間  
(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年九月二十五日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

### (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

### (三) 申請書等の提出場所

山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号

### (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月二十六日から同年十月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

### (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月二十一日までに発送する。

### 四 その他

この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課（電話〇八三一九三三―三五六〇）にすること。

### 山口県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年九月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
 路線名 高井大道停車場線  
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
防府市大字植松字遠ノ字二一六の五地先から同大字字和ノ字二四九の一 地先まで	最狭 一七・八 最広 四六・〇	最狭 二一七・六 最広 二一七・八	五七・二	県道防府環状線の道路の区域(重用)

道路の種類 県道  
 路線名 中ノ関港線  
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
防府市大字植松字式反田一六九六の一 地先から同大字字正村三〇一の一 地先まで	最狭 二五・四 最広 七三・〇	最狭 四八・〇 最広 四四・〇	一、三七五・〇 一、三六七・〇	県道防府環状線の道路の区域(重用)

**山口県告示第四百六十一号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。  
 その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 河川の名称  
 富田川水系富田川

二 廃川敷地等が生じた年月日  
 平成二十年九月二十六日

三 廃川敷地等の位置

- 周南市大字下上野二〇〇六番五地先
- 〃 〃 〃 二〇〇三番二地先
- 〃 〃 〃 二〇〇二番二地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地 一四・二五平方メートル

**山口県告示第四百六十二号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第八工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第八工区)
  - (一) 工事場所 周南市臨海町地先
  - (二) 工事の概要

基 礎 工	種	延 長
		六二メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工業業に係るものに限る。）を受けていること。
  - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法
 

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
 

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 

平成二十年九月二十九日から同年十月十日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月二十一日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。

### 山口県告示第四百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
熊毛郡田布施町大字波野字氏ノ下二一五の二	六・〇	二五・五	一五三・九七

### 山口県告示第四百六十四号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十年山口県告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 一の表物品等の買入れ及び借入れの項中「交通信号灯器」を「交通信号灯器 初動捜査支援システム」に改める。



### (三八〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部市町課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る電気通信関係装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日  
平成二十年八月八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社NTT西日本―中国 広島市中区基町六番七七号

六 落札金額  
六千三百万円

七 入札公告日  
平成二十年六月二十七日

八 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法  
借入れ

(三) 落札方式  
最低価格

(三八一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年九月二十六日から平成二十一年一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 AISTA新山口

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 中国SIC開発株式会社  
住所 広島市南区松原町一番一号  
代表者の氏名 伊藤 勝彦

変更に係る事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

届出年月日  
平成二十年九月八日

変更年月日  
平成二十年九月八日

届出年月日  
平成二十年九月八日

変更年月日  
平成二十年九月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 AISTA新山口  
所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 中国SIC開発株式会社  
住所 広島市南区松原町一番一号  
代表者の氏名 伊藤 勝彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社美東大理石	—

届出年月日  
平成二十年九月八日

変更年月日  
平成二十年五月二十七日

届出年月日  
平成二十年五月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 AISTA新山口

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 中国S.C.開発株式会社 広島市南区松原町一番二号 所 代表者の氏名 伊藤 勝彦  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	有限会社大市蒲鉾	新山口新幹線名店街	AISTA新山口
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社井上商店	有限会社大市蒲鉾	有限会社井上商店
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社井上商店	有限会社大市蒲鉾	有限会社井上商店
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	井上伊三郎	萩市大字東浜崎町九の一	井上伊三郎

四 届出年月日  
 平成二十年九月八日  
 変更年月日  
 平成二十年七月一日

(三八二) 平成二十年度第二回山口県家畜人工授精師養成講習会の開催  
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十年度第二回山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。  
 平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の種別  
 家畜体内受精卵移植に関する講習会  
 二 開催場所  
 美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部  
 三 開催期間  
 平成二十年十一月十一日(火曜日)から同年十二月五日(金曜日)まで

四 受講者の予定人員  
 十人程度  
 五 講習に係る家畜の種類  
 牛

六 講習科目	区 分	科 目
学 科	体内受精卵移植概論	受精卵の生理及び形態 体内受精卵の処理 受精卵の移植
実 習	体内受精卵の処理	受精卵の移植

七 受講申込書の提出期限  
 平成二十年十月十日(金曜日)  
 八 受講の手続  
 講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。  
 九 受講者の決定  
 受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。  
 十 受講手数料  
 二万八千三百三十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはること。  
 この収入証紙には、消印をしないこと。  
 十一 その他  
 この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ  
 と。

(三八三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
 平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 工区に含まれる地域の名称

- 二 美祢市美東町真名字西山(一工区)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 四 東京都文京区後楽一丁目七番一七号
- 五 鹿島道路株式会社
- 六 広島市中区十日市町二丁目一番九号
- 七 株式会社山興



山口県公安委員会告示第四十四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十年九月二十六日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
  - (一) 日時
    - ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)(の交付を受けていない者)に対して行う講習をいう。以下同じ。)
    - イ 平成二十年十月二十七日(月曜日)から同月三十日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十一日(金曜日)の午前九時から午後五時二十十分まで
    - ロ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)
    - ハ 平成二十年十月三十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十一日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで
    - ニ 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)
  - (二) 講習を行う警備業務の区分
    - 法第二條第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

- (四) 受講者の定員 三十人
- 二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

- ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四條に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者
- ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一條第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者
- オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

- 一 第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者
- 二 受講申込書の受付期間
  - 平成二十年十月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)まで
  - ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

- 三 受講申込書の提出先
  - 山口県内の最寄りの警察署
- 四 受講申込書の提出方法
  - 受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
- 五 提出書類
  - (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
  - (二) (一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)(、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)の

ウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のウに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

初動捜査支援システム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十一年三月一日から平成二十六年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部八階機械室ほか四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部刑事部刑事企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部刑事部刑事企画課

(三) 受領期限

平成二十年十一月六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年十

一月七日午後一時三十分)  
六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十年十一月七日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部刑事部刑事企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇内線四〇二二)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of an initial-stage criminal

investigation support system

(3) Use term: From March 1, 2009 to February 28, 2014

(4) Use place: A machinery room on the eighth floor in Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 4 places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Investigative Planning Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Phone: 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 6, 2008 (In case of bringing a tender: 1:30 P.M., November 7, 2008)

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年九月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部生活安全部通信指令課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

通信指令システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十年八月二十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日通商事株式会社 東京都中央区築地五丁目六番一〇号

六 落札金額

四億三千二百五万四千円

七 入札公告日

平成二十年七月十一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成



平成二十年九月二十六日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）